

5月18日(日)

神崎町長選挙投票日

任期満了による神崎町長選挙を5月13日告示、5月18日投票の日程で執行します。
あなたの貴重な一票を自覚と責任をもって投票しましょう。

投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。
昭和63年5月19日までに生まれた方
平成20年2月12日までに神崎町の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで町内に住んでいる方

立候補予定者説明会を開催します

神崎町長選挙の執行に伴い、立候補予定者への説明会を次のとおり開催します。
当日は、立候補に必要な書類を配布して、各届出書の記載要領や選挙までの日程等について説明します。

投票時間

午前7時～午後8時

投票所

- 第1投票所 神崎小学校体育館
- 第2投票所 米沢小学校体育館

選挙に関するお問い合わせは神崎町選挙管理委員会まで。
☎21111(直通)
内線(2111)



国保だより

出産費用の窓口負担が軽減されます

国民健康保険被保険者が出産した場合、これまでは申請により後日、出産育児一時金35万円が被保険者に支給されていきました。

4月からは、出産育児一時金を直接、町が医療機関へ支払う『受取代理制度』がスタートします。被保険者は、出産費用から35万円を差し引いた額を支払うこととなり、一時的な窓口負担は軽減されます。また、出産費用が35万円を下回った場合は、その差額を被保険者へ支給します。

☆申請方法

該当する世帯主は印鑑を持参の上、次の書類添えて役場町民課国保年金係へ申請してください。
ア 出産予定者の国民健康保険証
イ 母子手帳または出産予定日を証明する書類

☆利用できる方

出産予定日まで1ヶ月以内である国保被保険者の属する世帯主で、次のいずれにも該当する方がこの制度を利用できます。

お問い合わせ 町民課国保年金係 ☎21113(直通)



平成20年4月からスタートする『受取代理制度』

現行の制度

